

北海道防衛局達第10号

改正 令和6年3月29日 北海道防衛局達第6号

改正 令和7年3月31日 北海道防衛局達第8号

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達を次のように定める。

令和4年6月28日

北海道防衛局長 石倉 三良

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達（令和3年北海道防衛局達第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 基本方針（第5条・第6条）

第3章 速報要領（第7条－第10条）

第4章 非常勤務態勢（第11条－第15条）

第5章 情報連絡室及び対策本部（第16条－第24条）

第6章 帯広防衛支局（第25条）

第7章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、北海道防衛局（以下「局」という。）における非常勤務態勢及び速報要領等について、緊急事態等、武力攻撃事態等、存立危機事態、緊急対処事態及び重要影響事態（以下「各種事態」という。）に対応するため必要な事項を定めるとともに、北海道防衛局本局（以下「本局」という。）における地方施設整備調査チームの設置等に関する必要事項を定めることにより、

非常勤務態勢の発令が必要となる各種事態への対応を適切に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態等 緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7。以下「速報通達」という。）の別紙に掲げる事態をいう。
- (2) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号及び第3号で定義された武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- (3) 存立危機事態 事態対処法第2条第4号で定義された存立危機事態をいう。
- (4) 緊急対処事態 事態対処法第22条第1項で定義された緊急対処事態をいう。
- (5) 重要影響事態 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第1条で定義された重要影響事態をいう。
- (6) 地方施設整備調査チーム 中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）に基づく地方施設整備調査チームをいう。
- (7) 内部部局等 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局をいう。
- (8) 部隊等 自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (9) 地方公共団体等 地方公共団体その他北海道地域における関係機関をいう。
- (10) 災害派遣 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき部隊等を派遣することをいう。
- (11) 治安出動 自衛隊法第78条又は第81条に基づき部隊等を

治安維持のため派遣することをいう。

(12) 海上における警備行動 自衛隊法第82条に基づき部隊等を海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため派遣することをいう。

(13) 地震防災派遣 自衛隊法第83条の2に基づき部隊等を支援のため派遣することをいう。

(14) 原子力災害派遣 自衛隊法第83条の3に基づき部隊等を支援のため派遣することをいう。

(15) 国民保護等派遣 自衛隊法第77条の4に基づき部隊等を国民の保護のため派遣することをいう。

(適用の範囲)

第3条 北海道及び周辺海域における各種事態の局の対応については、特段の定めがない限り、この達の定めるところによる。

2 駐留軍関係の重大事故、重大事件及びその他の事態における対策本部の構成については別に定める。

(見直し)

第4条 防衛省・自衛隊の各種事態の対応に係る各種計画や規則類の変更、その他の情勢の変更等を踏まえ、適宜本内容につき見直しを行い、必要があると認めるときはこれを改正する。

第2章 基本方針

(各種事態の基本方針)

第5条 各種事態の発生における防衛省・自衛隊による対応及びその際の局の対応については、別表第1を基本とする。

(地方公共団体等との連絡調整等)

第6条 部隊等による災害対応措置がより円滑に実施されるよう、局の実施すべき措置につき平素より部隊等や地方公共団体の関係機関と密接に連絡調整を図るものとする。

2 各種事態の発生現場又はその付近において、職員が部隊等や在日米軍に対し各種支援を実施する場合は、所要の備品や物品を携行させるなど当該職員の安全確保に十分配慮するものとする。

3 初動後のじ後的な対処（事件・事故の調査報告や再発防止策の発表等）に際しても、事案ごとの経緯や性格等に応じて、内部部

局等や部隊等と十分連携して、地方公共団体等その他の関係者への十分な説明を適宜行い、理解を得るよう努めるものとする。

第3章 速報要領

（各種事態の認知時の速報態勢）

第7条 各種事態における担当課（以下「担当課」という。）については、別表第2によるものとする。

- 2 局の職員が自ら各種事態を認知した場合は、別図第1により勤務時間内（休日等を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分）においては担当課長等（担当課の長又は担当課の長が職務で指定する者（以下「代理者」という。）をいう。ただし、担当課へ連絡が取れない場合は地方調整課長又はその代理者をいう。以下同じ。）へ、勤務時間外においては当直へ通報を行うものとする。
- 3 当直が前項の通報を受けた場合又は自ら各種事態を認知した場合は、直ちに担当課長等へ通報し、その指示に従うものとする。ただし、通報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合においては、北海道防衛局長（以下「局長」という。）が指示するところによる。
- 4 担当課の長は、代理者の氏名及び連絡先を地方調整課を通じ当直室及び地方協力局地域社会協力総括課（以下「地域社会協力総括課」という。）に登録するものとする。
- 5 担当課長等は、各種事態の発生につき、部隊等、職員若しくは当直から通報を受けた場合又は自ら各種事態を認知した場合は、直ちに次の(1)から(6)までに掲げる者又は部署に対し、直接、速報しなければならない。ただし、(7)から(9)までに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 担当課を所掌する部長
 - (2) 局長（連絡が取れない場合は局次長とし、局次長に連絡が取れない場合は担当課を所掌する部長）（以下「局長等」という。）
 - (3) 防衛大臣秘書官及び防衛副大臣秘書官
 - (4) 内部部局等の担当部署

別表第 1（第 5 条関係）

主な各種事態における防衛省・自衛隊及び北海道防衛局の対応

事 態 の 区 分		防 衛 省 ・ 自 衛 隊 の 対 応	北 海 道 防 衛 局 の 対 応
大規模自然災害（地震、津波災害、風水害、火山災害、雪害等）		「災害派遣」、「地震防災派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火、水防、危険物除去等）、生活支援（給食、給水、緊急物資輸送等）のための措置を実施	○ 内部部局等との連絡調整 ○ 自衛隊及び在日米軍施設の被害状況の把握等 ○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等（注 1。以下同じ））
重大事故	原子力関係事故	「原子力災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、避難者や負傷者の輸送支援等）や被害の拡大防止（消火、除染等）のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	海上、航空に係る多数の被害者を伴う事故	「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火、危険物除去等）のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	油や危険物等の大規模な流出事故	「災害派遣」により部隊等を派遣し、被害の拡大防止（油や危険物等の除去等）のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への連絡支援
	大規模な火災や爆発事故等で重大な人的、物的被害が発生するもの	「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火、危険物除去等）のための措置を実施	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	自衛隊や在日米軍の艦船、航空機等の事故で部外において死者等の重大な被害を伴うもの	○ 乗員等の救助の他、「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火等）のための措置を実施 ○ 原因究明、再発防止策の検討、実施（事故調査委員会の設置）【在日米軍の場合は調査、検討状況のフォロー】 ○ 被害者や関係者への補償その他のフォローの実施	○ 在日米軍事故時：初動対処（被害者や地方公共団体等への情報提供、要望聴取等）、被害者や関係者への補償や事故調査結果の説明その他のフォローの実施 ○ 自衛隊事故時：部隊等と連携して地方公共団体等への情報提供等

主な各種事態における防衛省・自衛隊及び北海道防衛局の対応

事 態 の 区 分		防 衛 省 ・ 自 衛 隊 の 対 応	北 海 道 防 衛 局 の 対 応
重大事件	大量殺傷型テロ事件 (生物剤、化学剤等の使用等)	「災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（除染等）のための措置を実施（注2）	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件	「(原子力) 災害派遣」により部隊等を派遣し、人命救助（捜索、救出、避難者や負傷者の輸送支援等）や被害の拡大防止（消火、除染等）のための措置を実施（注2）	○ 地方公共団体等への情報提供、要望聴取 ○ 部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	自衛隊や在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件	○ 攻撃に対し自ら武器等の防護や施設の警護に当たるとともに、負傷者の救助や被害の拡大防止を実施する。 【自衛隊の場合】 ○ 周辺に被害が及んだ場合は、「災害派遣」により人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火等）のための措置を実施（注2）	○ 地方公共団体等への情報提供 ○ 周辺に被害が及んだ場合は、部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	ハイジャック、シーゾック事件（乗客の多数が日本人、日本に到来する可能性が高い等）	○ 領空、領海内における対象航空機及び船舶の動向の監視（領空侵犯の場合は自衛隊法第84条に基づき可能な措置） ○ 対象の墜落・爆破等の場合は、「災害派遣」により人命救助（捜索、救出、応急医療等）のための措置を実施（注2）	○ 地方公共団体等への情報提供 ○ 墜落等により災害派遣が出る場合は、部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	不審船事案	○ 領海内における対象船舶の動向の監視 ○ 民間船舶が襲撃を受け被害が生じた場合は、「災害派遣」により人命救助（捜索、救出等）措置を実施（注2）	○ （可能な範囲での）地方公共団体等への情報提供 ○ 災害派遣が出る場合は、部隊等や地方公共団体等への連絡調整支援
	我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上、発射、着弾	○ 発射、飛翔の監視及び関係機関への情報提供 ○ 着弾した場合は「災害派遣」により、人命救助（捜索、救出、応急医療等）や被害の拡大防止（消火、危険物除去等）のための措置を実施（注2）	○ 地方公共団体等への情報提供 ○ 部隊展開や災害派遣に際しての、部隊等や地方公共団体等への支援（連絡調整支援、技術支援等）
	外国軍用機による領空侵犯や領土内への強行着陸、我が国近傍での民間機撃墜等	○ 対象航空機の動向の監視及び自衛隊法第84条に基づき可能な措置の実施 ○ 民間機が撃墜された場合は、「災害派遣」により人命救助（捜索、救出等）措置を実施（注2）	○ （可能な範囲での）地方公共団体等への情報提供 ○ 災害派遣が出る場合は、部隊等や地方公共団体等への連絡調整支援

主な各種事態における防衛省・自衛隊及び北海道防衛局の対応

事態の区分		防衛省・自衛隊の対応	北海道防衛局の対応
その他の事態	自衛隊員の重大な服務事故や在日米軍人等による重大犯罪	○ 当該隊員の捜査、逮捕（警務隊）【自衛隊の場合】 ○ 被害者や関係者への補償その他のフォローの実施	○ 在日米軍事件時： 初動対応（被害者や地方公共団体等への情報提供、要望聴取等）、被害者等への補償その他のフォロー実施 ○ 自衛隊事件時： 要すれば部隊等と連携して地方公共団体等への情報提供等
	自衛隊員による（電子計算機を通じた）重大な秘密保全事故	○ 漏洩した情報の内容や流出範囲の調査 ○ 原因究明、再発防止策の検討、実施	○ 要すれば部隊等と連携して地方公共団体等への情報提供等
	危険性の高い感染症の発生、流行	○ 隊員への感染予防措置や罹患した隊員の診断、治療の実施 ○ 災害派遣や官庁間協力により、家禽の防疫、医師等による検疫支援、救援物資等の輸送支援、自衛隊病院等における医療支援等の措置を実施	○ 職員への感染予防措置の実施 ○ 在日米軍における感染症の状況の把握及び地方公共団体等への情報提供等 ○ 部隊等への連絡調整支援等
	我が国周辺諸国による核実験の実施	○ 部隊等における警戒監視及び情報収集の強化 ○ 航空機による大気浮遊塵の採取支援	○ 地方公共団体等への情報提供

（注１） 連絡調整支援： 関係者による連絡調整の場の設定（会議の開催等）、部隊や地方公共団体と米軍との調整に際しての通訳派遣等

技術支援： 被災建築物の撤去や生活基盤の復旧等に際しての、建築、土木等の専門家の派遣及び技術的な助言等の実施

（注２） 緊急対応事態が認定された場合は、「国民保護等派遣」により災害派遣と同様の人命救助や被害の拡大防止のための措置を行うほか、「治安出動」や「海上における警備行動」が発令された場合は、自衛隊の部隊等が警察機関と連携しつつ自ら攻撃に対処する。

別表第 2 （第 7 条関係）

各種事態における担当課

1 大規模自然災害

事 態		担当部署	
		担当課	内部部局等 担当部署
(1) 地震・津波災害	地震又は津波により重大な人的・物的被害が生じるもの	地方調整課	統合幕僚監部 参事官付
(2) 風水害	台風、集中豪雨等に伴う洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害が生じるもの		
(3) 火山災害	火山の噴火等に伴う溶岩流、火砕流又は山体崩壊、火山泥流等により、周辺市街地等において重大な人的・物的被害が生じるもの		
(4) 雪害	大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害が生じるもの		
(5) その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるもの			

2 重大事故

事 態		担当部署	
		担当課	内部部局等 担当部署
(1) 自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
(2) 原子力関係事故であって次に掲げるもの	ア 原子力施設から放射性物質が放出された場合その他の事故の影響が周辺に及ぶもの		
	イ 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出の有無を問わない。）		
	ウ 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機の衝突、沈没等の事故（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）		
	エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的影響の大きなもの		
(3) 船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの	在日米軍	業務課	地方協力局 在日米軍協力課

事 態				担当部署	
				担当課	内部部局等 担当部署
(４) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等(以下「危険物等」という。)の流出事故であって次に掲げるものの	ア 危険物等の貯蔵施設等からの大量流出等その影響が周辺に及ぶもの		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付	
		在日米軍	業務課	地方協力局 在日米軍協力課	
	イ 危険物等を輸送する車両、船舶又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの(我が国に係る輸送については国外の事案を含む。)		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付	
		在日米軍	業務課	地方協力局 在日米軍協力課	
(５) 大規模な火災、コンビナート事故、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの			地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付	
(６) 自衛隊・在日米軍の艦船・航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きなもの(国外の自衛隊に関する事案を含む。)	自衛隊	全 般	地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付	
		国際平和協力活動中			
		部隊訓練中	地方調整課	防衛政策局 運用調整参事官付	
	(注) 右記は速報の担当部局であり、速報を行った後の事件・事故の処置については、当該事故が生起した際の部隊活動の任務等に照らして内部部局等の主管課を決定する。		在日米軍	業務課	地方協力局 在日米軍協力課
(７) 我が国要人に関する事故で特異なもの(国外の事案を含む。)			国 内	地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
※ 防衛省高官(防衛大臣、防衛副大臣、両防衛大臣政務官、事務次官等をいう。以下同じ。)の外国出張時に発生した事件については、当該出張を所掌する担当部署が必要な速報を行う。			国 外	地方調整課	防衛政策局 調査課

3 重大事件

事 態				担当部署	
				担当課	内部部局等 担当部署
(1) 核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件その他大量殺傷型テロ事件				地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
(2) 次に掲げる原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件	ア 原子力施設への不審者の侵入又は攻撃				
	イ 我が国に係る核燃料物質又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機に対する攻撃、略取等(我が国に係る輸送については国外の事案を含む。)				

事 態				担当部署	
				担当課	内部部局等 担当部署
(3) 次に掲げるテロリズム関係事件であって、社会的影響が大きなもの	ア 我が国要人に対するテロ・ゲリラ事件（国外の事案を含む。） ※ 防衛省高官の外国出張時に発生した事件については、当該出張を所掌する担当部署が必要な速報を行う。		国 内	地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
			国 外	地方調整課	防衛政策局 調査課
	イ 日本滞在中の外国要人に対するテロ・ゲリラ事件			地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
	ウ 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件（自衛隊については国外の事案を含む。）	自衛隊	全 般		
			国際平和協力活動中		
		在日米軍		業務課	地方協力局 在日米軍協力課
	エ ウに掲げるもののほか、政府関係施設及び地方公共団体関係施設に対するテロ・ゲリラ事件			地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
	オ 電気・ガス・水道・通信網・公共交通機関等のライフラインに対するテロ・ゲリラ事件				
	カ アからオまでに掲げるもののほか、重要なテロ・ゲリラ事件				
(4) 次の一以上を満たすハイジャック、シージャック事件（国外の事案を含む。）	ア 日本国籍の航空機、船舶等に係るもの				
	イ 犯人が日本人であるもの				
	ウ 乗客の多数が日本人である航空機、船舶等又は我が国要人が搭乗中の航空機、船舶等に係るもの				
	エ 日本に到来する可能性の高いもの（スケジュール上次の寄港地が日本の海空港である航空機、船舶等に係るもの、犯人が日本を到着地とすることを要求しているもの等）				
	オ 日本が管轄する飛行情報区又はおおむね2時間以内に日本の海空港に到着可能な領域に当該航空機、船舶等があるもの				
(5) 不審船事案					
(6) 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯（外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第19条第2項及び第20条に該当する事案を含む。）					
(7) 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上げ又は発射					

事 態		担当部署	
		担当課	内部部局等 担当部署
(8) 大規模な騒乱、暴動、パニック等		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
(9) 次に掲げる外国軍用機による事件等	ア 外国軍用機による我が国の領空の侵犯及び我が国領土内への強行着陸等		
	イ 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等		
	ウ 諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に重大な影響を及ぼすもの	地方調整課	防衛政策局 調査課
(10) 自衛隊が派遣されている国等における武力衝突		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
(11) (1) から (10) まで以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの			

4 その他の事態

事 態		担当部署	
		担当課	内部部局等 担当部署
(1) 我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着		地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付
(2) 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等			
(3) 我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為			
(4) 我が国周辺諸国による核実験の実施			
(5) 自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの（殺人・強盗等）		総務課	人事教育局 服務管理官付
(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの	ア 左記の事項のうち、誘導武器（ミサイル等）並びにこれらに付随する器材に関するもの	調達計画課	防衛装備庁 プロジェクト 管理部事業監 理官（誘導武器・統合装備 担当）付
	イ 左記の事項のうち、通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに付随する器材並びに食糧その他の需品に関するもの	調達計画課	防衛装備庁 プロジェクト 管理部事業監 理官（宇宙・ 地上装備担 当）付
	ウ 左記の事項のうち、船舶並びにこれらに付随する器材に関するもの	調達計画課	防衛装備庁 プロジェクト 管理部事業監 理官（艦船担 当）付

事 態		担当部署	
		担当課	内部部局等 担当部署
	エ 左記の事項のうち、航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随する器材に関するもの	調達計画課	防衛装備庁 プロジェクト 管理部事業監 理官（航空機 担当）付
	オ 左記の事項のうち、研究に関するもの	調達計画課	防衛装備庁 技術戦略部技 術計画官付
	カ 左記の事項のうち、衛生資材に関するもの	調達計画課	人事教育局 衛生官付
	キ 左記の事項のうち、アからカまでのいずれかに該当するか判断できない場合	調達計画課	防衛装備庁 装備政策部装 備政策課
	ク 左記の事項のうち、自衛隊施設に係る事故（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）に規定する直轄工事、部隊施工工事及び部隊外注工事並びに民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）に規定する特定事業として実施される工事に当たって発生したものを含む。）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条に規定する土木工事等の受託による工事中の事故であって重大な人的・物的被害が生じるもの（帯広防衛支局管内において発生するものを除く。）	調達計画課	整備計画局 施設整備官付
（7） 自衛隊員による重大な秘密保全事故		総務課	防衛政策局 調査課
（8） 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第6号に規定するサイバー攻撃等をいう。）		総務課	整備計画局 サイバー整備 課
（9） 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの		総務課	人事教育局 衛生官付
（10） 自衛隊における感染症の発生（重篤性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症及び新型インフルエンザ）で社会的影響が大きいもの			
（11） 在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの		業務課	地方協力局 在日米軍協力課

5 武力攻撃事態関係

事 態	担当部署	
	担当課	内部部局等 担当部署
武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、存立危機事態、緊急対処事態、重要影響事態	地方調整課	統合幕僚監部 首席参事官付

別表第3（第11条、第13条関係）

非常勤務態勢の発令基準（各種事態の例）

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
初動作業チーム による情報収集		大規模自然災害	○ 北海道管内で震度5弱、札幌市内で震度4の地震が発生した場合。（北海道管内で震度5強、札幌市内で震度5弱の地震が発生した場合、初動作業チーム員は直ちに参集） ○ 北海道管内において台風や集中豪雨による大雨や洪水、大雪の警報発令により自治体から避難勧告が発令された場合、又は、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、自然災害等の重大な被害の発生が確認され、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合
		重大事故	○ 北海道管内における事故であって、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合
		重大事件	○ 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの発射予告等、国際情勢の緊張増大により重大事件の発生が予測される場合 ○ その他、北海道管内における重大事件であって、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合
		その他の事態	○ 北海道管内における大規模自然災害、重大事故及び重大事件以外の事態であって、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合
情報連絡室	第1種勤務	大規模自然災害	○ 北海道管内で震度5強、札幌市内で震度5弱の地震により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合 ○ 北海道管内で震度6弱、札幌市内で震度5強の地震が発生した場合 ○ 北海道沿岸部において3m以上の津波により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合 ○ 北海道管内において火山の噴火により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合 ○ 北海道管内において台風や集中豪雨による大雨や洪水、大雪等により、自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
		重大事故	○ 原子力緊急事態（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外に放出された事態）の宣言がされた場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故（墜落、沈没、衝突等で大規模なもの等）による被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出等による被害の発生が確認された場合 ○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故で自衛隊に対し災害派遣要請があった場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
情報連絡室	第1種勤務	重大事件	○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラ事件による被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラ事件による被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって重大な被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	○ 北海道防衛局職員又は北海道管内の部隊等に所属する自衛隊員による社会的影響が大きい服務事案（殺人、強盗等）の発生が確認された場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故が発生し被害が確認された場合 ○ 北海道における在日米軍人等による社会的影響が大きい犯罪（殺人、強盗等）の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係する場合
		武力攻撃関係	○ 北海道に影響を及ぼす重要影響事態 ○ 北海道に影響を及ぼす存立危機事態 ○ 道外における武力攻撃事態等及び緊急対処事態 ○ 道外における治安出動 ○ 北海道周辺における海上における警備行動
対策本部	第2種勤務	大規模自然災害	○ 北海道管内で震度6弱、札幌市内で震度5強の地震発生により一部の地域等で多数の死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合 ○ 北海道管内において火山噴火、洪水や土砂崩れ等により一部の地域等で多数の死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
		重大事故	○ 原子力関係事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故による人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合
		重大事件	○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラ事件による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラ事件による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
対策本部	第2種勤務	重大事件	○ 日本領土内及び北海道周辺の領海への弾道ミサイルの着弾による被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって民間への人的、物的被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	○ 社会的影響が大きい服務事案を起こした北海道防衛局職員、北海道管内の部隊等に所属する自衛官又は犯罪を犯した在日米軍人等が逃走したり被害が甚大であるなど継続的な対応が必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 危険性の高い感染症等による北海道での被害の拡大が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係し継続的な対応が必要な場合
		武力攻撃関係	○ 北海道における武力攻撃事態等及び緊急対処事態 ○ 北海道における治安出動
	第3種勤務	大規模自然災害	○ 大規模震災による大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 大津波、火山噴火、洪水や土砂崩れによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合
		重大事故	○ 原子力関係事故による大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊及び在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による大規模な人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故による大規模な人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合
		重大事件	○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 弾道ミサイルによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって大規模な人的、物的被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	○ 北海道防衛局職員、自衛官による服務事案又は在日米軍人等による犯罪の影響が深刻な社会的問題となり、広範囲にわたる対応が必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
対策本部	第3種勤務	その他の事態	○ 危険性の高い感染症等による国内での被害の大幅な拡大が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係し、広範囲にわたる対応が必要な場合 ○ その他、第2種非常勤務態勢が発令され、人員の増員等が必要と判断された場合
		武力攻撃関係	○ 道内において武力攻撃事態等、緊急対処事態及び治安出動の事態が発生し、大規模な民間への人的、物的被害の発生が確認された場合

（注） 対象となる各種事態の例は、あくまで一つの目安であり、実際には我が国周辺における情勢の緊迫度や被害の発生状況等を考慮して局長等が非常勤務態勢の発令及び解除を決定する。

別表第 4 （第 13 条、14 条関係）

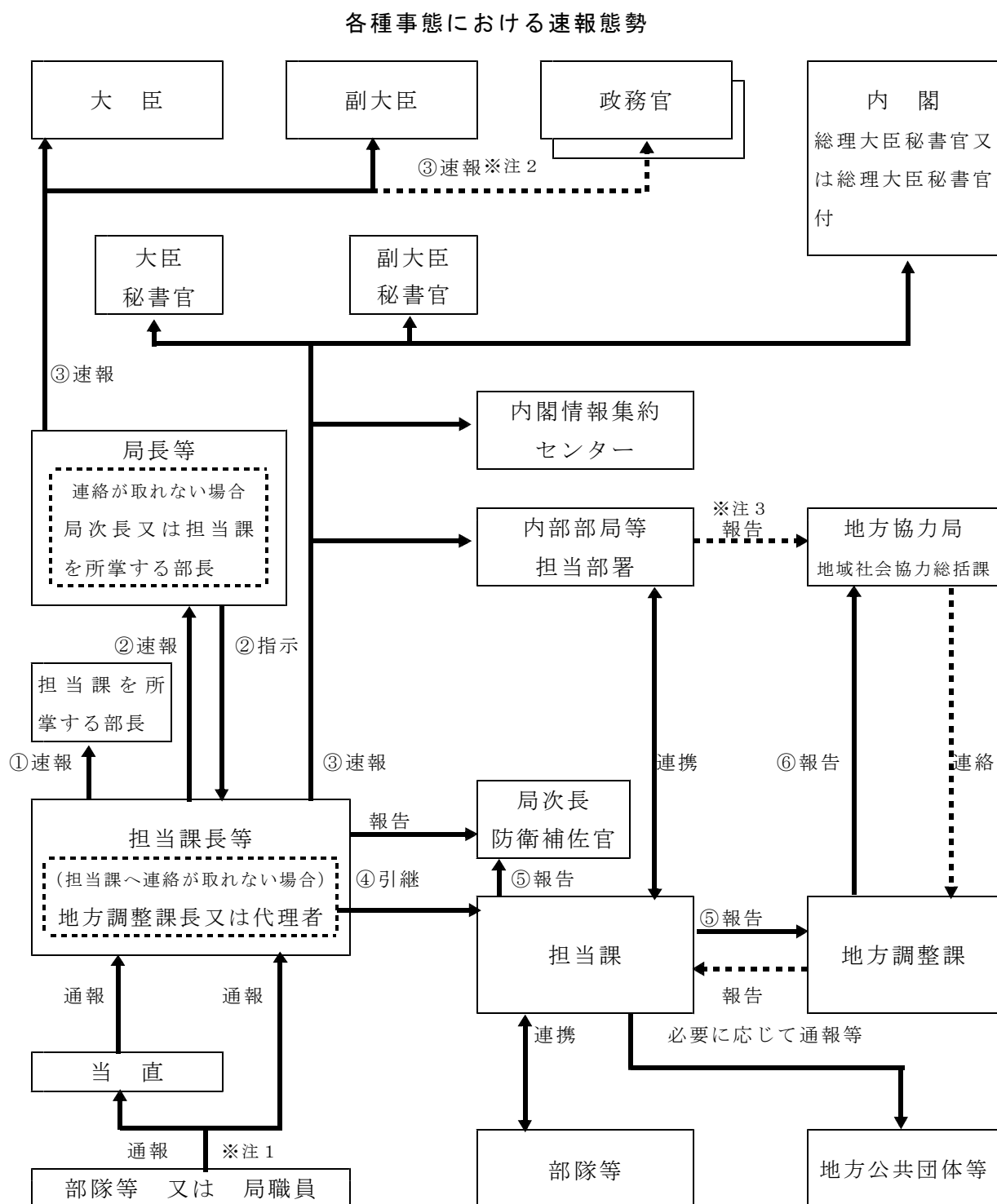
非常勤務態勢（初動作業チーム）

区分・態勢	所属部及び官職
初動作業チーム	企画部地方調整課長（沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施及び米軍再編に係る航空機訓練移転等の業務により各種事態の対応ができない場合は総務部総務課長） 総務部総務課総合調整官（専ら企画部地方調整課事務に従事する者） 企画部地方調整課地方協力確保室長 企画部地方調整課地方協力確保室調整官 企画部地方調整課地方協力確保室室長補佐 企画部地方調整課地方協力確保室協力確保第 1 係長 企画部地方調整課地方協力確保室協力確保第 2 係長 ※チーム長は、必要に応じて、上記以外の職員を初動作業チームに指定することができる。

非常勤務態勢（第 1 ・ 2 ・ 3 種勤務）

区分・態勢	所属部及び官職
第 1 種勤務	防衛補佐官 各種事態に応じた担当課長 各種事態に応じた担当課長の代理者 各種事態に応じた担当課長があらかじめ指定する担当課の職員 各種事態に応じて各課等の長があらかじめ指定する各課等の職員
第 2 種勤務	局長 局次長 総務部長 企画部長 調達部長 管理部長 企画部次長 調達部次長 第 1 種勤務に指定されている職員 各種事態に応じた担当課長があらかじめ指定する担当課の職員 総務部報道官 各種事態に応じて各課等の長があらかじめ指定する各課等の職員 事務局長が必要に応じて指定する職員 各種事態に応じて事務局長があらかじめ指定する職員（連絡要員）
第 3 種勤務	全職員

別図第1（第7条、第8条、第9条関係）

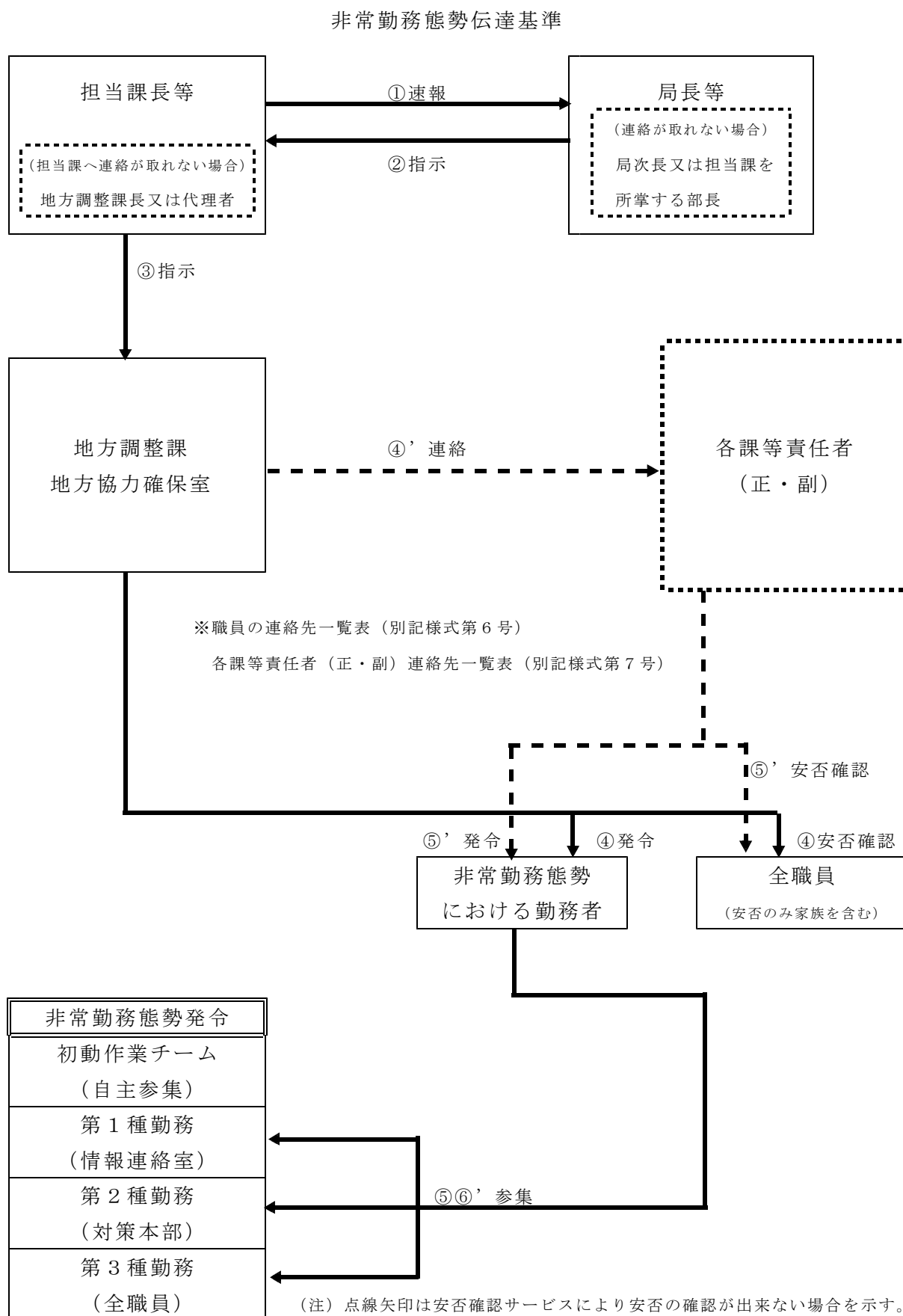


注1 各種事態を認知した場合、勤務時間内であれば担当課の長又は代理者、担当課の長又は代理者へ連絡が取れない場合は地方調整課長又は代理者へ通報し、勤務時間外であれば当直へ通報を行うものとする。

注2 防衛大臣が東京を離れる場合に代理で防衛大臣政務官とされている場合。

注3 内部部局等担当部署が直接情報を入手した場合は、地方協力局地域社会協力総括課を通じて連絡が入る。

別図第2（第14条関係）



事 件 ・ 事 故 情 報 （ 速 報 ）

年 月 日

【第 報】

(時 分)

区 分	内 容
1 発 生 日 時	(いつ)
2 場 所	(どこで)
3 関係者及び所属部隊、機種等 (米軍・自衛隊の区別)	(どこのだれが(何が))
4 事 件 ・ 事 故 の 概 要	(何をした) (飛行区分：訓練、教育、試験、任務行動等) (捜索・救難の状況) (燃料・弾薬類等の危険物積載の有無)
5 推 定 原 因	(なぜか)
6 被 害 状 況 (1) 人的被害 (2) 物的被害(住所等を含む)	(被害はどうか) (死亡者及び負傷者の住所・氏名・年齢・職業及び 障害の程度並びに収容先) (建物・工作物・車両等の被害状況)
7 措 置 事 項	(事件・事故に対応してとった措置) 現場の保存、関係者への通報、容疑者の拘束等
8 情 報 源	(1) 通報者の官職・氏名 (2) 機関名及び住所 (3) 連絡先、電話 (4) 情報の入手日時
9 報 告 先	(だれが、いつ、どのような内容を報告したか)

(注1) 未確認情報については、その旨コメントする。

(注2) 事故発生時、情報が少ない場合は、全容把握まで待つことなく、迅速に通報する。

(注3) 「区分」以外の必要な情報については、適宜追加する。

別記様式第 2 号（第 13 条関係）

非常勤務態勢における勤務者一覧表

（部課名： ）

No.	氏 名	携帯電話メールアドレス	携帯電話番号	非常勤務態勢 の区分	従事する 主な業務	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

注 この表は、標準様式を示したものであり、必要に応じ適宜内容を変更することができる。

(部課名:)

【記載例】

※提出時点：

- ・第1報 最初に参集した職員が、参集後直ちに、職員等の安否情報と、その時点の職員の参集状況を集計し、人事係へ提出
- ・第2報以降 各課等は、人事係から別途連絡する時点で資料を更新し、人事係へ提出

※安否確認サービスを利用した場合は、「安否確認状況欄」は記載不要

別記様式第4号（第15条関係）

職員安否確認及び参集状況集計表

部局名：北海道防衛局

担当者：所 属

月 日 時 分現在

氏 名

課等名	所属 人員数	安否確認状況（人）			参集可否（人）			参集 人員数
		無事	負傷等	未確認	可能	不可能	未確認	
合 計								

年 月 日 時現在
〇〇〇〇課

業務予定・実施状況表

月 日	業務予定	実施状況	備考

別記様式第 6 号（第 26 条、別図第 2 関係）

職員の連絡先一覧表

（部課名： ）

No.	氏 名	携帯電話メールアドレス	携帯電話番号	自宅電話番号	住所	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

[illegible]

別記様式第 8 号（第 26 条関係）

《被災時チェックシート》 課室用

【提出先：会計課】

課室名称：				記入担当者：（各部局）	
	点検項目	判定		「はい」の場合の 対処・応急対応等	備考・特記事項
		はい	いいえ		
施設等	① 火災が発生している。			直ちに合同防災センターに場所、状況等を通報するとともに、周辺に火災を知らせる（自動火災報知器の発信機ボタンを押す）また、消火器、屋内消火栓を使用して初期消火に当たる。	
	② 漏水が発生している。			合同庁舎室へ連絡、清掃、片付け	
	③ ドアが外れている。			セキュリティ確保の対策を検討、合同庁舎管理室へ連絡	
	④ ドアが変形している。			ドアを取り外す等、経路を確保、セキュリティ確保の対策を検討、合同庁舎管理室へ連絡	
	⑤ 窓が割れている。			清掃、片付け、応急措置、合同庁舎管理室へ連絡	
	⑥ 窓にひびがある。			飛散防止措置、合同庁舎管理室へ連絡	
	⑦ 間仕切り壁に損傷が見られる。			合同庁舎管理室へ連絡	
	⑧ 天井材が落下している。			立入禁止、清掃、片付け、応急措置、合同庁舎管理室へ連絡	
	⑨ 天井材のズレが見られる。			合同庁舎管理室へ連絡	
	⑩ 照明器具が落下している。			合同庁舎管理室へ連絡、清掃、片付け	
	⑪ 照明器具のズレが見られる。			合同庁舎管理室へ連絡	
	⑫ スプリンクラーから放水している。			合同庁舎管理室へ連絡、清掃、片付け	
	⑬ O Aフロア等、床材に損傷が見られる。			合同庁舎管理室へ連絡	
	⑭ 家具類が転倒している。			清掃、片付け	
	⑮ 書類が散乱している。			清掃、片付け	
	⑯ 火災が発生する恐れがある。 （O A機器の破損、配線器具の破損等）			破損機器の除去	
	⑰ その他の損傷			清掃、片付け、必要に応じて合同庁舎管理室へ連絡	

《被災時チェックシート》 課室用

【提出先：会計課】

課室名称：			記入担当者：（各部局）		
	点検項目	判定		「はい」の場合の 対処・応急対応等	備考・特記事項
		はい	いいえ		
機 器 等	① 優先業務に必要な照明が点灯しない。			「応急復旧」を行う。 合同庁舎管理室へ連絡する。 代替機能等により、可能な範囲で 優先業務を行う。 代替の空間を確保することも検討 する。	
	② 優先業務に必要なコンセントが使用できない。				
	③ 換気が停止している。				
	④ 空調（冷暖房）が停止している。				
	⑤ テレビ放送が受信できない。				
	⑥ その他の損傷				
回 線 等	① 優先業務に使用する家具及び収納に損傷がある。			「応急復旧」を行う。 合同庁舎管理室へ連絡する。 代替機能等により、可能な範囲で 優先業務を行う。 代替の空間を確保することも検討 する。	
	② 電話回線（NTT）が使用できない。※				
	③ 電話回線（専用線）が使用できない。 ※				
	④ コピー機が使用できない。※				
	⑤ FAX（NTT）が使用できない。※				
	⑥ テレビ放送が受信できない。※				
	⑦ その他の損傷				

※どの程度（台数）使用できないか把握する。

《被災時チェックシート》 課室用

【提出先：総務課】

課室名称：				記入担当者：（各部局）		
		点検項目	判定		「はい」の場合の 対処・応急対応等	備考・特記事項
			はい	いいえ		
O A 機 器 等	①	パソコンが使用できない。※			「応急復旧」を行う。 合同庁舎管理室へ連絡する。 代替機能等により、可能な範囲で 優先業務を行う。 代替の空間を確保することも検討 する。	
	②	インターネットが使用できない。※				
	③	電子メールが使用できない。※				
	④	その他の損傷				

※どの程度（台数）使用できないか把握する。